

介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書提出について

平成23年3月1日

城陽市高齢介護課

1 報告書の提出先等

- (1) 報告書は次の ~ の機関に提出してください。

城陽市高齢介護課（市外の利用者に係る事故についても提出）

利用者（被保険者）の属する市町村（当該市町村の定める方法により提出）

京都府山城北保健所（地域密着型サービス事業所は提出不要）

- (2) 報告書の提出者は当該事業所の管理者としますが、例えば感染症の集団発生等で、その範囲が併設事業所にも及ぶことから、各事業所単位での報告が不合理な場合は、統括責任者（施設長等）が一括して報告書を提出してください。

2 報告書の様式等

- (1) 城陽市に提出する場合は、別紙の参考様式1（負傷等）参考様式2（感染症・食中毒等）又は参考様式3（その他）を使用してください。（参考様式の各項目が記載されていれば、事業所独自の様式でも差し支えありません。）

- (2) 利用者が他市町村の被保険者で、当該市町村に報告書を提出する場合は、その報告書を城陽市に提出されても差し支えありません。（他市町村への報告に城陽市の参考様式を使用される場合は、その是非を提出先に確認してください。）

...参考...

京都市は報告の要領や報告書の様式が定められています。

京都府でも報告書の参考様式等が定められており、報告先の市町村が様式を定めていない場合に使用することとされています。

（及び の報告書の様式等は、ワムネット京都府センターの掲示版に掲載）

3 報告書の提出が必要な事故

- (1) 事故とは利用者へのサービス提供に関わりのある事故で、別表の左欄に記載の1～14までの各種別の事故を指します。事故原因について同表に定めのある場合を除き事業者の過失の有無を問いません。

- (2) 報告書は事故の状況、程度及び規模等が別表の右欄に該当する場合に提出してください。ただし、事故の種別が1～7の場合で、次のいずれにも該当しないときは提出の必要がありません。

サービスの提供が起因した事故

利用者が事業所又は施設内（農園等の付属施設含む。）に所在中の事故

従業員（ボランティア含む。）の付添いによる送迎、買い物、散歩、通院等における事故

グループホーム入居者等の外出時における事故（帰宅・入院時等の事故、その他家族等の付添いによるサービス提供時以外の事故を除く。）

4 報告書の提出期日等

- (1) 事故の発生を知った日から10日以内に提出してください。緊急性の高いものは速やかに連絡の上、後に報告書を提出してください。
- (2) 事故の処理が完了していないことから、報告書に記入できない項目があって期日内に提出できないときは、第1報として記入可能な項目のみ記入して提出してください。未記入の項目については、事故処理が完了してから記入の上、第2報等として遅滞なく提出してください。事故処理が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (3) 「感染症、疥癬、食中毒」に係る報告書の提出は、発生時と終息時の2回としますが、10日以内に報告書の提出が可能な場合は、同時の報告も可とします。終息が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (4) 1類～4類感染症等(感染症法第12条の規定により診断した医師が直ちに保健所への届出を義務付けられている疾患)又は食中毒については、その発生(疑い含む。)を知った時点で速やかに保健所に報告し、保健所が感染症又は食中毒として対応していることを確認してください。その確認をした時点で、その旨、本市に速やかに連絡してください。
- (5) 前記(4)以外の感染症等についても必要に応じて保健所に報告し、その旨、本市に速やかに連絡してください。